

公 告 第 4 号

令和 8 年 6 月 1 日

ダイワボウHD健康保険組合
理事長職務代行者
西村 幸浩
(公印省略)

任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第 4 7 条の規程により、当組合の任意継続被保険者の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告いたします。

記

1. 令和 8 年 6 月 1 日現在の平均標準報酬月額：4 2 5, 8 1 6 円
2. 令和 8 年度における標準報酬等級：2 8 等級 4 4 0, 0 0 0 円
3. 適用期間：令和 8 年 6 月 1 日より令和 9 年 3 月 3 1 日

(※昭和 5 1 年 6 月 1 6 日保発第 6 3 号の 2 の通知による。)

以上